

An instinct for growth™

マンスリー・ハイライト 拝啓社長殿

トップのための経営財務情報

第512号 この資料は全部お読みいただいて80秒です。

今回のテーマ： 会計不正発生時の役員の責任

会社役員がその責任を問われるシーンとしては、個人的に法令違反を犯したような場合を除き、会計不正について詰問されることが多いと思われます。

会計不正にかかわる役員の責任

会計不正により、有価証券報告書や会社法の計算書類などの開示書類に虚偽記載が行われた場合、取締役には以下のような責任が発生する可能性があります。

【民事責任】

責任原因	関係法令	請求権者	責任の性質
金融商品取引法（以下、金商法）上の不実開示責任	金商法 22 条、24 条の 4 など	有価証券の取得者	過失責任
会社に対する任務懈怠責任	会社法 423 条	会社（もしくは株主代表訴訟）	
第三者に対する任務懈怠責任	会社法 429 条 1 項	取締役の悪意・重過失により損害を受けた者	
計算書類等の虚偽記載責任	会社法 429 条 2 項	計算書類の虚偽記載により損害を受けた者	
違法配当責任	会社法 462 条	会社	
不法行為責任	民法 709 条	不法行為により損害を受けた者	

【刑事責任】

対象書類	関係法令	罰 則
有価証券報告書	金商法 197 条 1 項 1 号、 207 条 1 項 1 号	10 年以下の懲役 1,000 万円以下の罰金（または併科）
半期報告書、臨時報告書、内部統制報告書、四半期報告書等	金商法 197 条の 2 第 6 号、 207 条 1 項 2 号	5 年以下の懲役 500 万円以下の罰金（または併科）

（参考：会社役員が知っておきたい会計不正のはなし（㈱中央経済社））

オリンパス事件の刑事判決として、東京地裁は、元社長に懲役3年執行猶予5年、元監査役に懲役3年執行猶予5年、元副社長に懲役2年6月執行猶予4年を言い渡しました。

民事訴訟は継続していますが、会計不正が発生した場合の役員の責任については、本人が会計不正に関与していた場合は別として、基本的には、善管注意義務違反があったか否かが問われます。

会計不正に伴う違法配当のケースを考えますと、会社法は、分配可能額を超えた剰余金の配当を行った場合において、取締役会においてその決議に賛成した取締役であっても、「その職務を行うにつき注意を怠らなかつたことを証明したとき」は、交付した金銭の支払義務を負わないこととしています（会社法 462 条 2 項）。

お見逃しなく！

「注意を怠らなかつたこと」のレベル感について、オリンパスの取締役責任調査委員会の調査報告書では、高度に専門的な会計を前提としつつ、「会計監査人設置会社においては、会社が作成した計算書類について会計監査人により無限定の適正意見が出されている場合には、その判断を基本的に信頼することが許されてよいものと考えられ…（略）」とあり、分配可能額の算定の基礎となる貸借対照表の適正性について疑う可能性があるような事実関係を知り得たという事情が認められない限り、一般的には「注意を怠った」とまでは認められないとしています。